

読谷村 副食費の実費徴収に係る補足給付補助の申請について（ご案内）

1. 補足給付事業とは

私立幼稚園（新制度未移行園）で、給食費として保護者が実費負担している費用のうち、「副食費（おかげ代）」を補助する事業です。

対象者の要件に該当する方は、申請に必要な書類等を揃えて、申請期限内に下記に記載するQRコードから申請してください。また、必要に応じて、読谷村役場 こども未来課まで必要書類を提出してください。

2. 対象者・対象費用・給付限度額

対象者	<p>次のいずれかに該当する施設等利用給付認定こども（<u>幼児教育・保育無償化認定を受けているこども</u>）</p> <p>(1) 令和6年度、令和7年度の市町村民税の所得割額（世帯合算）が77,101円未満の世帯（世帯年収が360万円未満相当の世帯）</p> <p>(2) 小学校3年生以下の兄・姉を2人以上有している児童（第3子以降）のいる世帯（小学校4年生以上のお子さんは算定に含みません。）</p> <p>(3) 市町村民税を課されない者に準ずる者（<u>非課税世帯</u>）</p> <p>※令和7年4月～8月分は令和6年度の税額で、令和7年9月～令和8年3月分は令和7年度の税額で補助対象者を確認します。</p>
対象費用	<p>幼稚園に支払った令和7年4月～令和8年3月分の給食費のうち、副食費（おかげ代）</p> <p>※主食費（パン・ごはん等）および、預かり保育で提供されたおやつ等は対象外です。</p> <p>※当該年度未請求の月のみ請求可能です。</p>
給付限度額	<p>子ども1人あたり 月額上限4,900円</p> <p>（例）A幼稚園で、4月～3月の期間で毎月4,000円の副食費を支払った場合・・・ 「4,000円×12カ月=48,000円」の給付が受けられます！</p> <p>※上限額と実際に支払った額を比較し、いずれか低い方の金額を給付します。</p>

3. 申請方法

必要書類	<p>次の書類等をお手元に準備して、<u>下記のQRコードからLINE申請を行ってください。</u></p> <p>①読谷村実費徴収額証明書（第2号様式）※幼稚園が作成します。各園へお問い合わせください。</p> <p>②通帳またはキャッシュカード</p> <p>③市町村民税の所得割額が分かる証明書（※） (令和6年度、令和7年度の所得課税証明書またはマイナンバーカード等)</p> <p>（※）③の所得課税証明書またはマイナンバーカードは令和6年1月1日、令和7年1月1日時点の住所が読谷村にない方のみ提出が必要です。軍人・軍属の方は、2023,2024W-2の提出が必要です。</p> <p> LINE申請へ</p> <p></p>
申請期間	<p>令和8年3月1日（日曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで</p> <p>※土日祝日含み、24時間受付できます。</p> <p>期間を過ぎた場合は受付できませんので、必ず期間内で申請を行ってください。</p>